



国海査第 369 号の 2
平成 23 年 12 月 8 日

社団法人 日本船舶品質管理協会
専務理事 齋藤 弘 殿

国土交通省海事局
検査測度課長 秋田 務



無線局検査の登録検査等事業者制度導入に係る船舶検査における取扱いについて

平成 23 年 12 月 8 日付けの国海査第 368 号において、無線局検査の登録検査等事業者制度導入に対応するため、船舶検査の方法の一部改正を行いました。当該改正により、登録検査事業者が無線設備等の検査を行った場合、登録検査事業者発行の「船舶局及び船舶地球局の検査結果の報告書」及び地方総合通信局長発行の「無線局検査省略通知書」の写しにより電波法に基づく定期検査の省略手続きがとられていることを確かめることとしております。

しかしながら、海外受検等当該省略通知書の発行に日数を要する場合もあることから、当該省略通知書の写しの確認については、下記の手順としても差し支えないこととしましたので、お知らせいたします。

記

1. 船舶検査申請書の「備考」欄に、「電波法第 73 条第 1 項の検査が同条第 3 項の規定により省略されなかった場合には改めて臨時検査を申請する」旨が記載されていることを確認する。
2. 登録検査事業者発行の「船舶局及び船舶地球局の検査結果の報告書」により、当該設備が電波法の規定に合致していると記載されていることを確認する。
3. 「無線局検査省略通知書」に代え、免許人が地方総合通信局長あてに提出する「無線設備等の検査実施報告書」の写しの提出を受ける。
4. 後日、地方総合通信局長発行の「無線局検査省略通知書」の写しにより、電波法に基づく定期検査の省略手続きがとられていることを確かめる。

